

事 務 連 絡  
令和2年12月25日

各都道府県トラック協会  
専務理事 殿

(公社)全日本トラック協会  
役員待遇審議役 山内 正彦

## 特殊車両通行における誘導車の配置条件の合理化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特殊車両の通行条件の合理化につきましては、これまで当協会の関係部会等の場に数多くの事業者の切実な声が寄せられ、人材不足への対応や交通安全性の確保、生産性の向上などを総合的に考慮し、あるべき姿について議論が積み重ねられてきたところです。また、特殊車両の通行許可にあたって条件として付される誘導車の配置、夜間時間帯通行等の通行条件の緩和について、当協会の重量部会、鉄骨・橋梁部会、鉄鋼部会が国土交通省道路局長へ要望書を提出するなど、要望活動も活発に行われてきました。

このような中、今般、国土交通省より令和2年12月25日付け課長通達『「特殊車両通行許可限度算定要領について」の一部改正について』が発出され、これに伴い「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」等が公表されましたので、ご連絡させていただきます。

本件はこれまでの要望等を受けて、当協会もメンバーとして参画する勉強会が国土交通省道路局内に設けられ、検討された結果が形となったものです。

つきましては、貴協会傘下会員事業者の皆様にご周知していただきますよう、お願い申し上げます。なお、当協会ではホームページに掲載する予定としております。

敬具

### 記

<主な改正内容>

- 重量C・D条件及び寸法C条件の「前後に誘導車」の配置条件を、重量C・D条件については「後方に1台」、寸法C条件については「前方に1台」へと改められる。
- 誘導車は特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習等を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。
- 通達改正は令和3年3月29日となるが、上記講習は本日より受講可能となる。

以 上

**【添付資料】**

- ①国土交通省 記者発表「特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて」（令和2年12月25日）  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001392.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001392.html)
- ②「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」（令和2年12月 国土交通省道路局）
- ③通達『「特殊車両通行許可限度算定要領について」の一部改正について』（令和2年12月25日付け国土交通省道路局道路交通管理課長、企画課長）

**【国土交通省ホームページ掲載箇所】**

広報資料、ガイドラインや誘導車の運転者講習等については、下記の国土交通省ホームページに掲載されています。

○誘導車の配置条件の改正

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/>



<本件に関するお問い合わせ先> 企画部 道路企画室 TEL : 03-3354-1068
---

# 特殊車両の誘導車の配置条件の合理化について

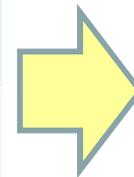
物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、道路の構造の保全や交通の安全の確保を図りつつ、通行条件を合理化。

## 見直しの主な内容

### ○誘導車の配置

《現行》

	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	前後2台の誘導車を配置
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前後2台の誘導車を配置



	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	後1台の誘導車を配置 (D条件の場合、すれ違い等の際、一時停止)
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前1台の誘導車を配置



ガイドラインを策定し、**誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確化**

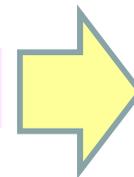
→ これまで2台に期待されていた役割を1台で果たすことが可能に



### ○誘導車の運転者

《現行》

運転者	誰でも可
-----	------



運転者	ガイドラインに基づく講習※受講者に限定
-----	---------------------

※国交省がオンライン上で提供等